



九運人事第297号
令和4年11月29日

関係各位

九州運輸局長
(公印省略)

令和4年度国家公務員倫理月間の実施について (お願い)

平素は国土交通行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本年度も昨年度に引き続き12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」とし、当局職員に対する趣旨の周知徹底、啓発活動等を実施することとしております。

近年、倫理法等違反事案は、依然として一定数発生しており、引き続き倫理法
の精神を一人一人の職員に浸透・定着させることが重要であると考えております。

当局におきましても、本月間を機に職員のさらなる倫理保持に努める所存でござ
いますので、貴職におかれましてもこの趣旨をご理解のうえご高配を賜りますとと
もに、傘下会員事業者等の方々へ周知して頂きますようお願い申し上げます。

ご多用中のことと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

(添付物)

- ・ 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
- ・ 国家公務員倫理啓発活動ポスター (事業者向け)



🔍 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ 🔍 ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

❌ 金銭や物品の贈与

- ❌ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 🔍 国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

❌ 酒食等のもてなし(接待)

- 🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合はOK
 - 🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合はOK
 - 🔍 割り勘で飲食を共にする場合はOK
- ※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

❌ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合はOK

❌ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- ❌ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

❌ 金銭の貸付け

- 🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合はOK

❌ 未公開株式の譲渡

- ❌ 有償であっても無償であっても違反

❌ 無償での物品や不動産の貸付け

- 🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合はOK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



ダメなんです。

もらえないんです、 その気持ち。



◆今年度の標語の作者は、警察庁中部管区警察局の大和 康朗さんです。

国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ
～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員倫理審査会
公成マスコット

利害関係のある事業者の
皆さまとの間で主に次の
行為が**禁止**されています。

- ◆ 金銭や物品の**贈与**
- ◆ 酒食等のもてなし(**接待**)
- ◆ 車での送迎など、**無償のサービス提供**をすることなど

そのほか
詳細は
こちら!



(事業者向けページ)

公務員倫理ホットライン(相談・通報窓口)

郵送による通報・相談も受け付けています。

rinrimail@jinji.go.jp

公務員倫理ホットライン

検索

国家公務員
倫理審査会
(令和4年12月)

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。